

第2号様式

法令適用事前確認手続 回答書

令和7年8月22日

株式会社ヤマラクフーズ
代表取締役 山口 長一 殿

国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課長

令和7年7月22日付文書をもって照会のあった件については、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

照会のあった事実については、貨物自動車運送事業法第3条の適用対象となると考えられる。

なお、特例的な措置として運送を行う余地はございません。

2 当該事実が照会法令の適用対象となる可能性があることに関する見解及び根拠

貨物自動車運送事業とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業をいい、当該行為については、貨物自動車運送事業法に基づく許可等が必要と

なり、当該事業に該当するかどうかは、個別の運送形態を踏まえて、実質的に判断することとなる。

本件運送行為については、牛乳の製造業者より依頼された運送を自動車で行い、それにより配送手数料として運送の対価を得る場合にあっては、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送していることから、貨物自動車運送事業法第3条の適用対象となると考えられる。

個別具体のご相談については、運輸局及び運輸支局へお問い合わせください。